

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案新旧対照表

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）抄
（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前項の規定により一般会計に承継された機構債務に関する事項及び東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第一項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額（第四項において単に「特別国庫納付金額」という。）に関する事項</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。</p> <p>四（略）</p> <p>5 10（略）</p>	<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のため、前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。</p> <p>四（略）</p> <p>5 10（略）</p>